

令和7年 第1回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和7年1月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

事務局 1ページをお開きください。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件、1件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。
番号1について、担当委員さんの調査報告をお願いしたく思っております。

3番委員 3番、〇〇地区担当の内海です。
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。
1月4日、耕作予定者の〇〇さんに会い、現地調査を行いました。申請地は、〇〇から西におよそ500mのところですか。そして、6日、譲渡人、これは今度贈与になるわけ、譲与される〇〇さんに直接お会いし、状況を聞きました。〇〇さんは、高齢のために経営を縮小ということで、〇〇さんのほうにこれを贈与したいということで、今回の申請を出されております。
農地の効率的利用は、機械、労働力、技術、営農技術も確認でき、確実と思われまます。
年間の従事日数は200日で、現在柿が栽培されております。〇〇さんが柿をつくって、それができなくなったものを、数年前から〇〇さんが管理をしてきているところであります。
そういうわけで、営農計画も確認でき、実行は確実と思われまます。なお、〇〇さん現在勤めをされているわけですがけれども、農業の従事日数は200日、そして、ほかに柿をつくって、自分で育種していると、積極的に品種改良もされている方です。そんなことで、十分な作業ができるのではないかと思います。
なお、周辺の農地利用や地域計画への支障は、現在の花きを栽培するということで、支障は見当たりません。
そのほか、懸案事項はありませんので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 調査報告、ありがとうございます。
ただいまの報告を受けまして、皆様のほうからのご質疑賜りたいと思います。いかがでしょうか。
（「なし」の声）
それでは、お諮りいたします。
議案第1号の1の案件は、許可としてよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは、許可と決定いたします。
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 3ページをお開きください。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上よろしくお願いいたします。

議 長

ご説明ありがとうございました。

番号1番のほうから、現地の調査報告をお願いしたく思います。

12番委員

〇〇地区担当12番の庭野です。

申請地は、〇〇から〇〇のほうに向かひまして、〇〇のほうに行って、〇〇
を過ぎて、もうちょっといったところ。本当最後の家ですね、〇〇の。1
月5日に現地を見ました。それで、1月7日に本人と話しまして、〇〇さんが、
休耕中の畑に自宅への進入路がないために、取得したいということです。

見たところ、進入路とあいているところは、写真にもありますけれども、農
機具が置いてあります。利用目的の確実性につきましては、申請書、資金が確
認でき、始末書にもありましたとおり、既に道として使っております。

申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上での支
障を発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付
近の農地、作物の被害の防除措置についても、想定される被害はないと思われ
ます。

その他に想定される懸案事項はありませんので、皆さんよろしくお願いいた
します。

議 長

ありがとうございました。調査報告をいただきました。

皆さんのほうから、ご質疑、ご質問ありましたらお願いいたします。

今農機具にちょっと触れましたけれども、それは何かそのところに、一帯
から広いような面積で道路以上に取れる区画だと思いた。

12番委員

広く見えますけれども、あそこに農機具がある下はまた別の土地なんです。
農機具があるところで段差があって、また違う筆になっているんです。だから、
農機具のあるところから家の前の四角いところ、そこだけです。現在はトラク
ターとコンバインが置いてあります。

議 長

では道路敷だけをここで受けているということでしょうか。

12番委員

いや、農機具を置く場所もないので、その1筆を全部購入したいということ
です。

議 長

両方使いたいということですね。進入道路と、それから、機械を置きたいと
いうところを使いたいということですね。分かりました。

すみません、皆さんのほうからご質問あったらお願いいたします。

（「なし」の声）

なければ、お諮りいたします。

番号1番のこの件に関して、承認していただけますでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第2号の番号2について、担当委員さんよりの調査報告をお願いいたします。

14番委員

14番、〇〇地区担当の原澤です。

農地法第5条による申請事案の調査結果を報告いたします。

申請地は自宅の裏なんですけど、今その自宅は兄さんが建てて、一緒にこの後継者も今は住んでいるんですけども、古いんで、うちの裏に、〇〇のすぐ上なんですけれども、その土地を今は家庭菜園として使っているんですけども、この裏を新居として、うちを建てたいという、そういうことなんです。家を見てもそれなりの年数経っているから仕方ないかななんて思っているんですけど、〇〇さんはもう年で、後継者に農地も何もみんな管理してもらいたいと、そういう意向であります。それでまた、新居が建ったとしても、〇〇の上とあと脇が〇〇さんの農地、田んぼなんですけれども、だからほかにみんな迷惑をかけない。そのような立地条件です。

私が行って、話したり見たりするには、今の時代だから仕方ないかなと、そういう見方です。皆さんのほうの審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

調査報告ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、皆様方からのご意見、それから、ご質疑あったらお願いいたします。

(「なし」の声)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第2号の2の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明がございました。

事務局

5ページをお開きください。

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年4,649㎡、利用権存続期間5年4,649㎡、畑の使用貸借の通年4,022㎡、利用権存続期間9年3か月4,022㎡、田と畑の合計は8,671㎡です。貸手は2戸、借手は4戸でございます。

7ページに総括表がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしく申し上げます。

議 長

事務局、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、皆様方のご意見、ご質疑賜りたいと思います。

(「なし」の声)

ないようですので、ご承知おきいただきたいと思っております。

5番の協議事項・報告事項に入らせていただきます。

(1) 農業経営改善計画の認定について、事務局より報告がございます。

事務局

8ページをお開きください。

報告第1号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、継続1件の認定案件となります。認定日は令和6年12月10日となります。

恐れ入りますが、詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上よろしく申し上げます。

議 長

事務局より説明がございました。

これに対して、皆さんのほうからご質疑あったらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、ご承知おきいただきたいと思います。

次に、6番、その他に移ります。

皆様のほうから、何かその他のほうで皆様にお知らせしたいようなことがありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声)

事務局、何かご用意ありませんか。

(「特にありません」の声)

以上、出された議題を審議したわけでございます。

以上をもちまして、本日の議事、報告、全てを終了したいと思います。

ありがとうございました。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後1時49分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

14番委員

15番委員